

様式第 2 (第 7 条関係)

環地温発第 101222003 号

平成 21 年度地球温暖化対策推進事業費補助金交付決定通知書

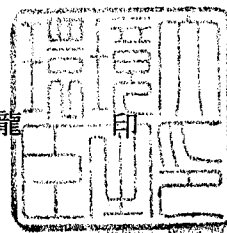
実施事業者 独立行政法人 国立がん研究センター

平成 22 年 11 月 16 日付がん発第 427 号で交付申請のあった平成 21 年度地球温暖化対策推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

平成 22 年 12 月 22 日

環境大臣

松本 龍



記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 22 年 11 月 16 日付がん発第 427 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。
事業に要する経費 金 91,853,000 円 交付決定額 金 30,617,000 円
ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、平成 22 年 11 月 16 日付がん発第 427 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業実施者は、適化法、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱(平成 22 年 3 月 12 日環地温発第 100312002 号)に従わなければならない。
- 5 この交付決定に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は平成 23 年 1 月 5 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱の定めるところにより、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

